

入 札 説 明 書

国立水俣病総合研究センター等で使用する
電気の調達

国立水俣病総合研究センター

はじめに

国立水俣病総合研究センター等で使用する電気の調達の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 吉成 信行

2. 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量 国立水俣病総合研究センター等で使用する電気の調達

【1】国立水俣病総合研究センター

予定契約電力：317kW

予定使用電力量：1,262,016kWh

【2】水俣病情報センター

予定契約電力：124kW

予定使用電力量：243,528kWh

上記【1】【2】の施設を一括した契約とする。それぞれの施設を分割しての契約は行わない。

(2) 特質等 別添仕様書による。

(3) 使用期間 自 平成23年4月1日 0:00
至 平成24年3月31日 24:00

(4) 需要場所 【1】国立水俣病総合研究センター
熊本県水俣市浜4058-18

【2】水俣病情報センター
熊本県水俣市明神町55-10

(5) 入札方法 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ当省が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総額を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年1月6日環境会第9号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成22・23・24年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、「A」、「B」又は「C」等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (6) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し、別添4に掲げる入札適合条件を満たすこと。
- (7) 入札説明書の交付を受けた者であること。

4. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒867-0008 熊本県水俣市浜4058-18

国立水俣病総合研究センター 総務課経理係 樋屋 岳洋

電話：0966-63-3111 FAX：0966-61-1145

5. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、平成23年2月28日（月）12時までに別添3に掲げる書類を4（1）の場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）で提出しなければならない。別添3の電子データが必要な場合には4（1）の連絡先に申し出ることにより電子データの提供を受けることができる。なお、環境省から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、提出された書類は環境省において審査するものとし、上記競争参加資格に適合し

ていると判断された者のみ参加できるものとする。審査の結果については、平成23年3月2日（水）17時までに回答する。なお、審査結果通知書の発出にあたっては原本の郵送に先行して指定された宛先にFAXによる事前送信を行う。

6. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時：平成23年3月4日（金）14時00分

場所：国立水俣病総合研究センター内会議室

熊本県水俣市浜4058-18

(2) 入札書の提出方法

ア. 入札書は、(1)の日時までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、書面により入札書を提出することを希望する場合は、平成23年2月28日（月）12時までに、環境省入札心得に定める様式2による書面を4(1)の場所に持参又は郵送で提出すること（持参の場合は12時から13時を除く。）。様式2で指定している別紙（入札書の内訳）の電子データが必要となる場合は、4.(1)の連絡先に申し出ることにより電子データの提供を受けることができる。

イ. 書面により入札書を提出する場合は、(1)の日時及び場所に、環境省入札心得に定める様式1による入札書を持参すること。電話、FAX、郵送等による提出は認めない。なお、入札日の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

7. 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 最低価格により落札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。

8. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）

により提出すること。

ア. 提出期限 平成23年2月17日(木) 12時まで(持参の場合は、12時から13時を除く。)

イ. 提出場所 4(1)の場所

ウ. 提出方法 持参又はFAXによって提出すること。

(2)(1)の質問に対する回答は、平成23年2月23日(水) 17時までにFAXにより行う。

9. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、環境省ホームページで公表するものとする。

(2) 電子入札システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

環境省電子入札システムホームページアドレス <http://www.e-procurement.env.go.jp/>
ヘルプデスク 03-5348-4006

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記5(1)の場所に連絡すること。

◎ 添付資料

- ・別紙 環境省入札心得
- ・別添1 契約書(案)
- ・別添2 仕様書
- ・別添3 競争参加資格確認関係書類
- ・別添4 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

(別紙)

環境省入札心得

(工事以外)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子入札システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子入札システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター 総務課長殿と記載）及び「平成23年3月4日開札〔国立水俣病総合研究センター等で使用する電気の調達〕の入札書在中」と朱書きして、開札日時までに提出すること。また、競争参加資格を証明する書類を所定の日時までに提出すること。

(2) 電子入札システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。また、競争参加資格を証明する書類をスキャナ等により電子データ化したものを、電子入札システムの手順に応じて、所定の日時までに提出すること。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子入札システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかななければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子入札システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

(1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。

- (2) 電子入札システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子入札システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子入札システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

(復)代理人

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札
する場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。
このとき、代表者印は不要 (委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 国立水俣病総合研究センター等で使用する電気の調達
- 2 入札金額 : ①+②+③+④
金額 _____ 円

【内 訳】別紙のとおり。

- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。

【国立水俣病総合研究センター分】

1. 基本料金

期 間	内 訳		
平成23年4月～平成24年3月	@	円 × 317 kW × 12 月 =	円 ...①

2. 電力量料金

期 間	区 分	内 訳		
平成23年4月	ピーク	@	円 × 0 kWh =	円
	昼間	@	円 × 44,892 kWh =	円
	夜間	@	円 × 42,000 kWh =	円
	蓄熱	@	円 × 336 kWh =	円
平成23年5月	ピーク	@	円 × 0 kWh =	円
	昼間	@	円 × 38,100 kWh =	円
	夜間	@	円 × 43,488 kWh =	円
	蓄熱	@	円 × 342 kWh =	円
平成23年6月	ピーク	@	円 × 0 kWh =	円
	昼間	@	円 × 47,484 kWh =	円
	夜間	@	円 × 37,032 kWh =	円
	蓄熱	@	円 × 462 kWh =	円
平成23年7月	ピーク	@	円 × 14,592 kWh =	円
	昼間	@	円 × 43,908 kWh =	円
	夜間	@	円 × 65,220 kWh =	円
	蓄熱	@	円 × 21,888 kWh =	円
平成23年8月	ピーク	@	円 × 15,928 kWh =	円
	昼間	@	円 × 49,260 kWh =	円
	夜間	@	円 × 73,584 kWh =	円
	蓄熱	@	円 × 26,358 kWh =	円
平成23年9月	ピーク	@	円 × 13,656 kWh =	円
	昼間	@	円 × 42,612 kWh =	円
	夜間	@	円 × 70,212 kWh =	円
	蓄熱	@	円 × 21,744 kWh =	円
平成23年10月	ピーク	@	円 × 0 kWh =	円
	昼間	@	円 × 46,548 kWh =	円
	夜間	@	円 × 48,228 kWh =	円
	蓄熱	@	円 × 4,314 kWh =	円
平成23年11月	ピーク	@	円 × 0 kWh =	円
	昼間	@	円 × 49,920 kWh =	円
	夜間	@	円 × 51,240 kWh =	円
	蓄熱	@	円 × 4,704 kWh =	円
平成23年12月	ピーク	@	円 × 0 kWh =	円
	昼間	@	円 × 51,084 kWh =	円
	夜間	@	円 × 51,684 kWh =	円
	蓄熱	@	円 × 5,046 kWh =	円
平成24年1月	ピーク	@	円 × 0 kWh =	円
	昼間	@	円 × 60,564 kWh =	円
	夜間	@	円 × 61,740 kWh =	円
	蓄熱	@	円 × 4,806 kWh =	円
平成24年2月	ピーク	@	円 × 0 kWh =	円
	昼間	@	円 × 54,108 kWh =	円
	夜間	@	円 × 46,728 kWh =	円
	蓄熱	@	円 × 2,544 kWh =	円
平成24年3月	ピーク	@	円 × 0 kWh =	円
	昼間	@	円 × 53,352 kWh =	円
	夜間	@	円 × 44,952 kWh =	円
	蓄熱	@	円 × 966 kWh =	円
合計			円 ...②	

※電力量料金の区分欄は、仕様書別紙1の各区分の定義と同義である。

※蓄熱割引欄については、蓄熱式負荷設備による割引等がある場合に記載すること。

※蓄熱割引以外の割引適用が可能な場合には適宜記入欄を設けて内訳を記載すること。

【水俣病情報センター分】

1. 基本料金

期 間	内 訳		
平成23年4月～平成24年3月	@	円 × 124 kW × 12 月 =	円 ...③

2. 電力量料金

期 間	区 分	内 訳	
平成23年4月	平日	@	円 × 7,986 kWh = 円
	休日	@	円 × 3,582 kWh = 円
	蓄熱割引(平日)	@	円 × 1,423 kWh = 円
	蓄熱割引(休日)	@	円 × 610 kWh = 円
平成23年5月	平日	@	円 × 9,150 kWh = 円
	休日	@	円 × 6,408 kWh = 円
	蓄熱割引(平日)	@	円 × 1,898 kWh = 円
	蓄熱割引(休日)	@	円 × 1,329 kWh = 円
平成23年6月	平日	@	円 × 14,568 kWh = 円
	休日	@	円 × 5,322 kWh = 円
	蓄熱割引(平日)	@	円 × 4,829 kWh = 円
	蓄熱割引(休日)	@	円 × 1,764 kWh = 円
平成23年7月	平日	@	円 × 18,582 kWh = 円
	休日	@	円 × 9,474 kWh = 円
	蓄熱割引(平日)	@	円 × 7,914 kWh = 円
	蓄熱割引(休日)	@	円 × 4,035 kWh = 円
平成23年8月	平日	@	円 × 21,966 kWh = 円
	休日	@	円 × 10,104 kWh = 円
	蓄熱割引(平日)	@	円 × 9,171 kWh = 円
	蓄熱割引(休日)	@	円 × 4,218 kWh = 円
平成23年9月	平日	@	円 × 20,292 kWh = 円
	休日	@	円 × 10,632 kWh = 円
	蓄熱割引(平日)	@	円 × 8,401 kWh = 円
	蓄熱割引(休日)	@	円 × 4,402 kWh = 円
平成23年10月	平日	@	円 × 12,648 kWh = 円
	休日	@	円 × 7,650 kWh = 円
	蓄熱割引(平日)	@	円 × 2,474 kWh = 円
	蓄熱割引(休日)	@	円 × 1,497 kWh = 円
平成23年11月	平日	@	円 × 8,406 kWh = 円
	休日	@	円 × 4,008 kWh = 円
	蓄熱割引(平日)	@	円 × 498 kWh = 円
	蓄熱割引(休日)	@	円 × 237 kWh = 円
平成23年12月	平日	@	円 × 11,526 kWh = 円
	休日	@	円 × 6,102 kWh = 円
	蓄熱割引(平日)	@	円 × 1,544 kWh = 円
	蓄熱割引(休日)	@	円 × 818 kWh = 円
平成24年1月	平日	@	円 × 14,628 kWh = 円
	休日	@	円 × 7,488 kWh = 円
	蓄熱割引(平日)	@	円 × 1,744 kWh = 円
	蓄熱割引(休日)	@	円 × 892 kWh = 円
平成24年2月	平日	@	円 × 12,438 kWh = 円
	休日	@	円 × 5,592 kWh = 円
	蓄熱割引(平日)	@	円 × 1,500 kWh = 円
	蓄熱割引(休日)	@	円 × 674 kWh = 円
平成24年3月	平日	@	円 × 10,656 kWh = 円
	休日	@	円 × 4,320 kWh = 円
	蓄熱割引(平日)	@	円 × 1,346 kWh = 円
	蓄熱割引(休日)	@	円 × 546 kWh = 円
合計			円 ...④

※電力量料金の区分欄は、仕様書別紙1の各区分の定義と同義である。
 ※蓄熱割引欄については、蓄熱式負荷設備による割引等がある場合に記載すること。
 ※蓄熱割引以外の割引適用が可能な場合には適宜記入欄を設けて内訳を記載すること。

【内税単価(税込単価)にて①・②・③・④を算出した場合には以下の欄にも記入をすること。

合計	①+②+③+④=	<input type="text"/>	円 × 100/105 =	<input type="text"/>	円
					→入札書へ転記

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札件名：国立水俣病総合研究センター等で使用する電気の調達
2. 電子入札システムでの参加ができない理由
(記入例)・電子入札システムで参加する手続が完了していないため

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者氏名

印

代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

印

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 国立水俣病総合研究センター等で使用する電気の調達の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

印

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

印

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

国立水俣病総合研究センター等で使用する電気の調達の入札に関する一切の件

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 国立水俣病総合研究センター総務課長 吉成 信行 (以下「甲」という。) は、 (以下「乙」という。) と、国立水俣病総合研究センター等で使用する電気の需給について下記条項により契約を締結する。

記

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は次のとおりとする。

①国立水俣病総合研究センター
(基本料金)

	基本料金単価 (1kWにつき)	消費税及び 地方消費税額	合 計
契約電力	円	円	円

(電力量料金)

	従量料金単価 (1kWhにつき)	消費税及び 地方消費税額	合 計
夏季月(7月～9月)	円	円	円
その他季月	円	円	円

②水俣病情報センター
(基本料金)

	基本料金単価 (1kWにつき)	消費税及び 地方消費税額	合 計
契約電力	円	円	円

(電力量料金)

	従量料金単価 (1kWhにつき)	消費税及び 地方消費税額	合 計
夏季月(7月～9月)	円	円	円
その他季月	円	円	円

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて得た額である。

3 乙の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、甲乙協議の上契約金額を改定することができる。

(需要場所及び期間)

第3条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

①国立水俣病総合研究センター

場 所 熊本県水俣市浜4058-18

期 間 平成23年4月1日から平成24年3月31日

②水俣病情報センター

場 所 熊本県水俣市明神町55-10

期 間 平成23年4月1日から平成24年3月31日

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第6条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第7条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、甲乙協議のうえ、契約電力を決定する。

(計量及び検査)

第8条 乙は、毎月〇日（以下「計量日」という。）に使用電力量を算定し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

(料金の請求及び支払)

第10条 乙は、第8条に定めた検査終了後、第2条の規定に基づき支払請求書を作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に乙に対価を支払わなければならない。ただし、乙の供給条件に「支払期限日」の定めがある場合は、供給条件により電気料金を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し、年3.3%の割合で計算した金額（円未満の端数切り捨て）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(事情変更)

第12条 甲及び乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部又は一部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議の上書面により定めるものとする。

(太陽光発電促進付加金)

第13条 太陽光発電促進付加金は、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需要標準供給条件による。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 正当な事由により解約を申し出たとき。
- 三 本契約の履行に関し、乙又はその従業員、使用人等に不正な行為があったとき。
- 四 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反し、又は、本契約の目的を達することができないと明らかに認められるとき。

(違約金)

第15条 天災その他不可抗力の原因又は前条第二号の規定によらないで乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は、当該日から契約期間満了までに係る予定使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

(秘密の保全)

第16条 甲及び乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(債権譲渡の禁止)

第17条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第18条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、九州地区の一般電気事業者の定める特定規模需給標準供給条件並びに特定規模需要選択供給条件によるほか、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

平成23年 月 日

甲 住所 熊本県水俣市浜4058-18
氏名 支出負担行為担当官
国立水俣病総合研究センター総務課長 吉成 信行

乙 住所
氏名

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件名 国立水俣病総合研究センター等で使用する電気の調達
- (2) 需要場所 【1】国立水俣病総合研究センター
熊本県水俣市浜4058-18
【2】水俣病情報センター
熊本県水俣市明神町55-10
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所、研究所）

2. 仕 様

【1】国立水俣病総合研究センター

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 6,000V
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 6,000V
- ④ 標準周波数 : 60Hz
- ⑤ 受電方式 : 1回線受電方式
- ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 蓄熱槽あり

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 予定契約電力 : 317kW
(供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前1月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合には甲乙協議の上、契約電力を決定する。)
- ② 予定使用電力量 : 1,262,016kWh
(月別の予定使用電力量は別紙1のとおり。)

(3) 使用期間

自平成23年4月1日0:00 から 至平成24年3月31日24:00

(4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 自動検針
- ③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器（精密級）

(5) 需給地点

国立水俣病総合研究センターの構内1号柱に施設する区分開閉器の電源側接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) 対価の支払方法

- ①毎月始めに、国立水俣病総合研究センター及び水俣病情報センターのそれぞれについて、電気使用量等を文書により、甲に送付することとする。送付文書の様式は別紙2及び別紙3の様式を参考として乙が定め、甲の承認を得ることとする。
- ②乙は①の文書に基づき国立水俣病総合研究センター及び水俣病情報センターのそれぞれについて個別に請求書を作成し請求を行うこととする。

(9) その他

- ①力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定。
- ②フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ③非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。
200KVA 1台
- ④10kW及び5.5kWの太陽光発電設備と450W2基の風力発電設備を有している。
- ⑤各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増を行う場合及び電力量料金について燃料費調整を行う場合には、九州管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100%、燃料費調整額及び太陽光発電促進付加金は考慮しないこと。
- ⑥電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
エ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- ⑦その他この仕様書に定めのない事項については、別途国立水俣病総合研究センター担当官の指示に従うこととする。

【2】水俣病情報センター

(1) 供給電気方式等

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
- ② 供給電圧(標準電圧) : 6,000V
- ③ 計量電圧(標準電圧) : 6,000V
- ④ 標準周波数 : 60Hz

- ⑤ 受電方式 : 1回線受電方式
- ⑥ 蓄熱式負荷設備の有無 : 蓄熱槽あり

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ① 予定契約電力 : 124 kW
(供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前1月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500 kW以上となる場合には甲乙協議の上、契約電力を決定する。)
- ② 予定使用電力量 : 243, 528 kWh
(月別の予定使用電力量は別紙1。)

(3) 使用期間

自平成23年4月1日0:00 から 至平成24年3月31日24:00

(4) 電力量等の計量

- ① 自動検針装置 : 無
- ② 電力会社の検針方法 : 訪問検針
- ③ 電力量計構成 : 電力需給用複合計器 (普通級)

(5) 需給地点

水俣病情報センターの構内地上BOXに施設する区分開閉器の電源側接続点。

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) 対価の支払方法

- ① 毎月始めに、国立水俣病総合研究センター及び水俣病情報センターのそれぞれについて、電気使用量等を文書により、甲に送付することとする。送付文書の様式は別紙2及び別紙3の様式を参考として乙が定め、甲の承認を得ることとする。
- ② 乙は①の文書に基づき国立水俣病総合研究センター及び水俣病情報センターのそれぞれについて個別に請求書を作成し請求を行うこととする。

(9) その他

- ① 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定。
- ② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- ③ 16.24 kWの太陽光発電設備を有している。
- ④ 各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増を行う場合及び電

力量料金について燃料費調整を行う場合には、九州管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100%、燃料費調整額及び太陽光発電促進付加金は考慮しないこと。

- ⑤電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- ⑥その他この仕様書に定めのない事項については、別途国立水俣病総合研究センター担当官の指示に従うこととする。

月別予定使用電力量

【1】国立水俣病総合研究センター

(単位: kWh)

年 月	予定使用 電力量合計	電力量内訳				蓄熱電力量
		ピーク	昼間・夏季	風間・他季	夜間	
平成 23 年 4 月分	86,892	0	0	44,892	42,000	336
平成 23 年 5 月分	81,588	0	0	38,100	43,488	342
平成 23 年 6 月分	84,516	0	0	47,484	37,032	462
平成 23 年 7 月分	123,720	14,592	43,908	0	65,220	21,888
平成 23 年 8 月分	138,672	15,828	49,260	0	73,584	26,358
平成 23 年 9 月分	126,480	13,656	42,612	0	70,212	21,744
平成 23 年 10 月分	94,776	0	0	46,548	48,228	4,314
平成 23 年 11 月分	101,160	0	0	49,920	51,240	4,704
平成 23 年 12 月分	102,768	0	0	51,084	51,684	5,046
平成 24 年 1 月分	122,304	0	0	60,564	61,740	4,806
平成 24 年 2 月分	100,836	0	0	54,108	46,728	2,544
平成 24 年 3 月分	98,304	0	0	53,352	44,952	966
計	1,262,016	44,076	135,780	446,052	636,108	93,510

※ 月別予定使用電力量は過去の実績をもとに算出した予定数量である。さらに参考として過去の契約区分に基づく電力量の内訳についても掲載している。

※ 各区分の定義は以下のとおりである。

ピーク: 夏季の毎日13時から16時までの時間

夏季: 7月1日から9月30日までの期間

他季: 「夏季」以外の期間(10月1日から6月30日までの期間)

昼間: 毎日8時から22時までの「ピーク」以外の時間

夜間: 「ピーク」及び「昼間」以外の時間。ただし、日曜日、「国民の祝日」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日は終日「夜間」として扱っている。

月別予定使用電力量

【2】水気病情報センター

(単位:kWh)

年 月	予定使用 電力量合計	電力量内訳				蓄熱電力量	蓄熱電力量内訳			
		平日・夏季		休日・他季			平日・夏季	休日・夏季	平日・他季	休日・他季
		平日・夏季	休日・夏季	平日・他季	休日・他季					
平成23年4月分	11,588	0	0	7,986	3,582	2,033	0	1,423	610	
平成23年5月分	15,558	0	0	9,150	6,408	3,227	0	1,898	1,329	
平成23年6月分	19,890	0	0	14,568	5,322	6,593	0	4,829	1,764	
平成23年7月分	28,056	18,582	9,474	0	0	11,949	7,914	4,035	0	
平成23年8月分	32,070	21,966	10,104	0	0	13,389	9,171	4,218	0	
平成23年9月分	30,924	20,292	10,632	0	0	12,803	8,401	4,402	0	
平成23年10月分	20,298	0	0	12,648	7,650	3,971	0	2,474	1,497	
平成23年11月分	12,414	0	0	8,406	4,008	735	0	498	237	
平成23年12月分	17,628	0	0	11,526	6,102	2,362	0	1,544	818	
平成24年1月分	22,116	0	0	14,628	7,488	2,636	0	1,744	892	
平成24年2月分	18,030	0	0	12,438	5,592	2,174	0	1,500	674	
平成24年3月分	14,976	0	0	10,656	4,320	1,892	0	1,346	546	
計	243,528	60,840	30,210	102,006	50,472	63,764	25,486	12,655	17,256	8,367

※ 月別予定使用電力量は過去の実績をもとに算出した予定数量である。さらに参考として過去の契約区分に基づき電力量の内訳についても掲載している。

※ 各区分の定義は以下のとおりである。

夏季:7月1日から9月30日までの期間

他季:「夏季」以外の期間(10月1日から6月30日までの期間)

休日:土曜日、日曜日、「国民の祝日」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日。

(参考) 月別実績

【1】国立水俣病総合研究センター

年 月	最大需要電力
平成22年 1月	311
平成22年 2月	317
平成22年 3月	310
平成22年 4月	272
平成22年 5月	220
平成22年 6月	181
平成22年 7月	244
平成22年 8月	269
平成22年 9月	278
平成22年 10月	272
平成22年 11月	286
平成22年 12月	307

(注)この表は将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

(参考) 月別実績

【2】水俣病情報センター

年 月	最大需要電力
平成22年 1月	112
平成22年 2月	119
平成22年 3月	124
平成22年 4月	106
平成22年 5月	93
平成22年 6月	70
平成22年 7月	73
平成22年 8月	83
平成22年 9月	98
平成22年 10月	115
平成22年 11月	95
平成22年 12月	95

(注)この表は将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

別紙2

電気使用量について(年 月分)

【1】国立水保病総合研究センター

契約電力量	kw
-------	----

使用期間	月 日 ~ 月 日
------	-----------

計器	前日	最大	有効	無効
当月(外)指示数				
前月(付)指示数				
差引				
乗率	× 120	× 120	× 120	× 120
修正率				
使用量	kwh	kw	kwh	kvarh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

別紙2

電気使用量について(年 月分)

【2】水保病情報センター

契約電力量	kw
-------	----

使用期間	月 日 ~ 月 日
------	-----------

計器	前日	最大	有効	無効
当月(外)指示数				
前月(付)指示数				
差引				
乗率	× 60	× 60	× 60	× 60
修正率				
使用量	kwh	kw	kwh	kvarh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

電気料金計算書(年 月分)

【1】国立水俣病総合研究センター

○使用実績

使用期間	月 日 ~ 月 日
契約電力量	kw
使用電力量	kwh
最大電力	kw
力率	%

○電気料金

単価	料金適用電力	力率修正	料金
円 ×	kw × (185% - 力率)		円
円 ×	kwh		円
円 ×	kwh		円
小計			
消費税等相当額			
請求金額			

払込期限	年 月 日
------	-------

電気料金計算書(年 月分)

【2】水俣病情報センター

○使用実績

使用期間	月 日 ~ 月 日
契約電力量	kw
使用電力量	kwh
最大電力	kw
力率	%

○電気料金

単価	料金適用電力	力率修正	料金
円 ×	kw × (185% - 力率)		円
円 ×	kwh		円
円 ×	kwh		円
小計			
消費税等相当額			
請求金額			

払込期限	年 月 日
------	-------

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

国立水俣病総合研究センター総務課長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

「国立水俣病総合研究センター等で使用する電気の調達」に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

- ① 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ていることを証明する書類の写し、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っていることを証明する書類の写し
- ② 別紙1に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）
- ③ 環境省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書（全省庁統一資格）の写し

(担当者)

所属部署：

氏 名：

TEL/FAX：

E-mail：

適合証明書

平成 年 月 日

住 所 ○○県○○市○○
 会 社 名 ○○ 株式会社
 代表者氏名 ○○ ○○

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 平成21年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	平成21年度1kWh当たりの二酸化炭素排出 係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）		
②	平成21年度の未利用エネルギー活用状況		
③	平成21年度の新エネルギー導入状況		

	項 目	譲渡予定量	点数
④	グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）		
①～④の合計点数			

2 平成21年度において、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（以下「RPS法」という。）の義務を果たしていること。

適・否	
-----	--

注1) 1の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別添4により算出した値を記載すること。

注2) 1の合計点数が70点以上及び2に「適」と記載された者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

- (1) ①平成21年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②平成21年度の未利用エネルギー活用状況、③平成21年度の新エネルギー導入状況、④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
①平成21年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.325未満	70
	0.325以上 0.350未満	65
	0.350以上 0.375未満	60
	0.375以上 0.400未満	55
	0.400以上 0.425未満	50
	0.425以上 0.450未満	45
	0.450以上 0.475未満	40
	0.475以上 0.500未満	35
	0.500以上 0.525未満	30
②平成21年度の未利用エネルギー活用状況	0.525以上	25
	1.35%以上	15
	0.675%以上1.35%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
③平成21年度の新エネルギー導入状況	活用していない	0
	1.0倍以上	15
④グリーン電力証書（※）の調達者への譲渡予定量（予定使用電力量の割合）	0.8倍以上 1.0倍未満	5
	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。

- (2) 平成21年度において、RPS法の義務を果たしていること。
- (3) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター総務課長に変更することをいう。書類等有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2. 添付書類等

- 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- （1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- （2）1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別添4の「各用語の定義」

用語	定義
①平成21年度 1kWh当たり の二酸化炭 素排出係数	<p>「平成21年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次のいずれかの数値とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている平成21年度の調整後排出係数。 2. 上記1の係数が無い場合、各電気事業者がHPで公表している全電源平均の平成21年度の調整後排出係数。
②平成21年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成21年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成21年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (kWh) を平成21年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値 (算定方式)</p> $\text{平成21年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{平成21年度の未利用エネルギーによる発電電力量}}{\text{平成21年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$ <p>未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 <p>未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については趣旨から考慮し、含まない。）をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（RPS法で定める新エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス
③平成21年度 の新エネル ギー導入状 況	<p>化石燃料に代わる新エネルギーの導入促進の観点から、平成21年度における新エネルギーの利用量を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p>

新エネルギーの導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう（単位はすべてkWh）。

①平成21年度自社施設で発生したRPS法で定める新エネルギー等電気の利用量（以下、「新エネ利用量」という。）

②平成21年度他社より購入した新エネ利用量及び新エネルギー電気相当量（RPS法施行規則第1条第2項に定めるものをいう。以下、「新エネ相当量」という。）

③平成21年度他社に販売した新エネ利用量及び新エネ相当量

④平成20年度からバンキングした新エネ相当量

⑤本年度にバンキングした新エネ相当量

⑥資源エネルギー庁が発表したRPS法第4条及び附則第3条に定める方式により算出した平成21年度の当該電気事業者の基準利用量
(算定方式)

$$\text{平成21年度の新エネルギーの導入状況} = \frac{\text{①} + \text{②} - \text{③} + \text{④} - \text{⑤}}{\text{⑥}}$$